

宮城

医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ

医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9：00から午後5：00まで

*土日祝 12/29～1/3 を除きます

TEL/FAX：022-211-9003（予約・電話相談）

email：iryouroumu@sharo-miyagi.com

「働きやすい職場」づくりが、好循環を生み出す

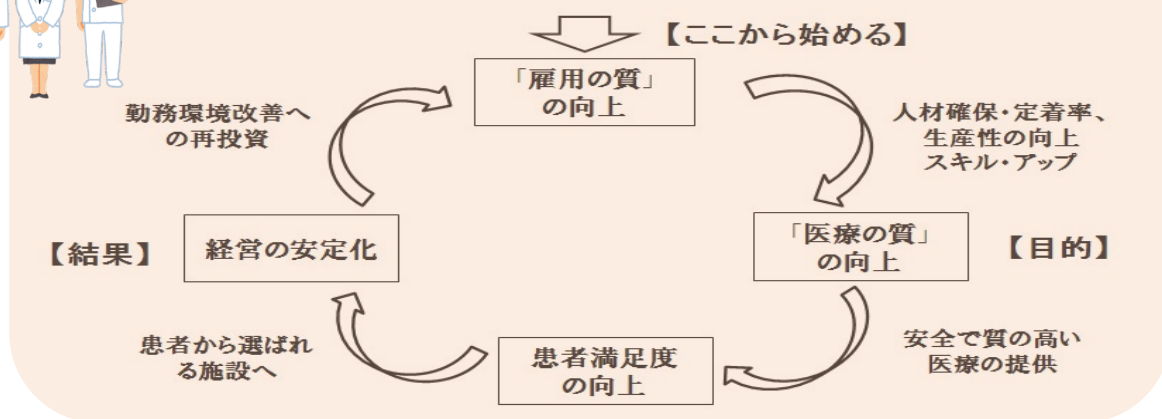
～”勤務環境改善マネジメントシステム”導入のすすめ～

”勤務環境改善マネジメントシステム”とは、「医療スタッフの雇用の質の向上」を図り「安全で質の高い医療を提供」することを目的とした継続的なマネジメントの手法です。医療スタッフの定着を向上させ、安全で質の高い医療を提供することで、患者満足度の向上を図ることができ、経営の安定につながります。

すでに皆様も様々な取組みをされていることと思います。この”勤務環境改善マネジメントシステム”を参考にいただき、施設全体で取組むことで、より効果的なものになっていくはずです。



目的は「雇用の質」向上による「医療の質」向上！
そして「経営の安定化」へ



■「雇用の質」とは？

「雇用の質」の取り組みは、大きく4つの領域が想定されます。

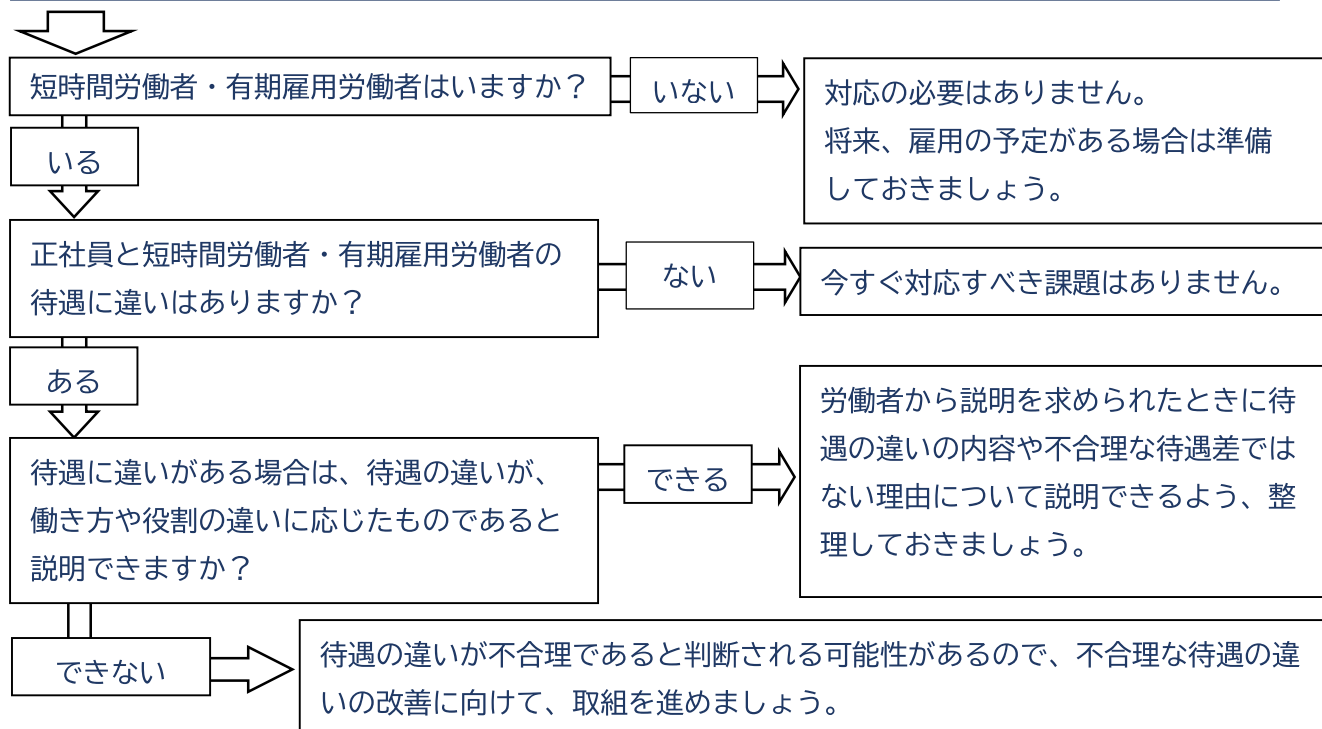
① 働き方・休み方の改善	時間外労働の削減、休暇の取得促進、多様な勤務形態の活用 等
② 職員の健康支援	生活習慣病対策、メンタルヘルス対策、腰痛対策 等
③ 働きやすさの確保	仕事と子育て・仕事と介護の両立支援、職員の安全確保 等
④ 働きがいの向上	専門職としてのキャリアアップ支援、人事異動によるキャリアアップ等

自施設の状況に応じて、優先順位をつけて取り組みを進めていきましょう。

「同一労働同一賃金」への対応

- ① 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当や福利厚生など、あらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- ② 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇に違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

現在の状況が法の内容に沿ったものか、社内の制度の点検を行いましょう！



医師の36協定について

医師の労働時間は、1日8時間、週40時間以内です。休日は、毎週少なくとも1日付与することと、労働基準法は定めています。

時間外労働と休日労働は労働基準法で原則として認めていません。

労使で時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ることにより、協定した時間数や休日数での労働が適法なものとなります。

現在、医師は他の職種と異なり、時間外労働と休日労働の上限規制がなく、36協定で締結した範囲内の時間数や休日数であれば適法となります。

しかし、2024年4月より、医師にも時間外労働の上限規制が適用されます。上限は、月100時間未満、年960時間未満です。

医師の労働時間短縮に向けた取り組みは待ったなし！です。

まずは、医師の労働時間短縮に向けた取り組みの一つとして36協定の締結・届出の有無、実際の労働時間は協定の範囲内か、自主的に点検してはいかがでしょうか。

2021年4月1日より、押印廃止に伴い、医師など時間外労働の上限規制適用猶予業務用の36協定について、新様式（9号の4）が示されました。厚生省のHPからダウンロードできます。

（→「厚生労働省」「主要様式ダウンロード」「9号の4」で検索）。

なお、36協定の記載方法、その他取組方法等に関する相談は、当センターにお問い合わせください。

